

## 果樹共済重要事項説明書

果樹共済への加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要事項をご説明いたします。

### 1. 対象果樹（共済目的の種類）

結果樹齢になつたりんご、ぶどう、なし、おうとうの4樹種です。

### 2. 加入方式（秋田県で引受している主な加入方式）

種 類			内 容	
収 穫 共 済	半 相 殺 方 式	減収総合 方 式	一 般 方 式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち短縮方式以外の収穫共済
			短 縮 方 式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち短縮共済責任期間の収穫共済
		特定危険 方 式	減収暴風雨方式	最大風速13.9m/s以上又は最大瞬間風速20.0m/s以上の暴風雨（以下「暴風雨」という。）による果実の減収による損害のみを対象とする収穫共済
			減収暴風雨・ ひょう害方式	暴風雨又は降ひょうによる果実の減収による損害のみを対象とする収穫共済
			減収暴風雨・ ひょう害・ 凍霜害方式	暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを対象とする収穫共済
		樹 園 地 方 式	減収総合 方 式	一 般 方 式
	短 縮 方 式			果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち短縮共済責任期間の収穫共済
	特定危険 方 式		減収暴風雨方式	暴風雨による果実の減収による損害のみを対象とする収穫共済
			減収暴風雨・ ひょう害方式	暴風雨又は降ひょうによる果実の減収による損害のみを対象とする収穫共済
			減収暴風雨・ ひょう害・ 凍霜害方式	暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを対象とする収穫共済
	地域インデックス方式		農家単位で統計単収を用いて損害を把握する収穫共済	
	樹 体 共 済 (りんご、ぶどう)		樹体の枯死、滅失、埋没、損傷等による損害の額が共済価額の1割又は、10万円のいずれか小さい方の額を超える場合に共済金を支払う	

### 3. 共済事故

#### (1) 収穫共済

##### ①減収総合方式、地域インデックス方式

風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、暖冬害、凍霜害、冷害、冷湿害、雨害湿潤害、雷害、その他気象上の原因による災害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、火災、病虫害、鳥獣害による果実の減収。

##### ②特定危険方式

- ・減収暴風雨方式は、暴風雨（最大風速13.9 m/s以上又は最大瞬間風速20.0 m/s以上）による果実の減収。
- ・減収暴風雨・ひょう害方式は、暴風雨又は降ひょうによる果実の減収。
- ・減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式は、暴風雨又は降ひょう、凍傷若しくは降霜による果実の減収。

#### (2) 樹体共済

上記①による枯死、流失、滅失、埋没及び損傷。この場合の損傷とは、主枝に係る損傷であり、かつ、樹冠容積の1/2以上が折損若しくは枯死するような損傷の程度の甚だしいものとしている。

### 4. 共済責任期間（補償期間）

#### (1) 収穫共済

- ①減収総合一般方式、地域インデックス方式 花芽の形成期（7月上旬頃）  
～翌年の収穫期まで約1年半
- ②減収総合短縮方式 発芽期（4月上旬頃）～同年の収穫期まで約半年
- ③特定危険方式 発芽期（4月上旬頃）～同年の収穫期まで約半年

#### (2) 樹体共済 7月1日から1年間。

### 5. 収穫共済の支払開始割合及び補償限度割合（補償割合）

- ・半相殺方式、地域インデックス方式及び樹園地方式

類区分ごとに次の表の収穫共済区分に応じて、同表の支払開始割合及び補償限度割合の中から申込者が選択したものになります。

収穫共済区分	支払開始割合	補償限度割合
半相殺減収総合一般方式	30%	70%
半相殺減収総合短縮方式	40%	60%
	50%	50%
半相殺特定危険方式	20%	80%
地域インデックス方式	10%	90%
	20%	80%
	30%	70%
樹園地減収総合一般方式	40%	60%
樹園地減収総合短縮方式		
樹園地特定危険方式	30%	70%

## 6. 加入資格

(1) 減収総合方式、地域インデックス方式、樹体共済  
類ごとに、5アール以上栽培している農家。

(2) 特定危険方式

類ごとに、5アール以上栽培し、栽培面積の合計が20アール以上であり、かつ当該果樹につき当該申出に係る共済責任期間の開始前5年間にわたり引き続き栽培の業務を営んだ経験を有する農家。

おうとうについては、栽培面積が10アール以上の農家。

## 7. 加入申込みと契約（共済関係）の成立

下記の申込み期間内に、共済対象果樹のすべてについて申し込み、組合が承諾したときに契約（共済関係）が成立します。

[申込み期間] ①減収総合短縮方式、特定危険方式 3月1日～3月20日

②減収総合一般方式、地域インデックス方式、樹体共済

5月25日～6月15日

## 8. 標準収穫量

その年の天候及び肥培管理等が、平年並みに行われたとしたときに得られる収穫量で、品種、樹齢、栽培条件及び栽植形態等に応じ定められ、共済金額（補償額）の算定基準となります。

## 9. 基準収穫量

支払共済金の算定基準となる収穫量で、次のように定めます。

(1) 減収総合方式

開花期に、園地条件、肥培管理等を調査し、その状況に応じて標準収穫量を調整して定めます。

(2) 特定危険方式

摘果終了後に着果数調査を行い、標準収穫量と調整して定めます。

(3) 地域インデックス方式

統計単位地域ごとに都道府県の過去5か年の統計の平均単収（5か年中中庸3か年）を用い、農家ごとの園地の樹齢構成係数、樹園地の引受面積を乗じて定めます。

（過去5か年間の統計単収の全部又は一部に欠ける年産がある場合は、統計データが5か年分揃うまで全国の統計単収を用いる）

## 10. 共済金額（補償額）

(1) 収穫共済の共済金額

1) 半相殺方式、地域インデックス方式及び樹園地方式

共済金額は、申込者ごと及び類区分等ごとに、標準収穫金額の40%に相当する金額以上であって、標準収穫金額に補償限度割合（5 収穫共済の支払開始割合及び補償限度割合（補償割合）参照）を乗じて得た金額以下の範囲内で申込者が選択した金額です。

標準収穫金額 = 標準収穫量 × 果実のキログラム当たり価額

2) 果実のキログラム当たり価額

果実のキログラム当たり価額は、類区分等ごとに農林水産大臣が定める価額です。

3) 地域インデックス方式におけるキログラム当たり価額

果実のキログラム当たり価額は、申込者ごと、類区分ごと及び統計単位地域ごとに算出します。

(2) 樹体共済の共済金額

共済金額は、申込者ごと及び共済目的の種類ごとに、共済価額の40%以上80%以下の範囲内において申込者が選択した金額です。

11. 共済掛金

◇共済掛金＝共済金額×共済掛金率

- ・国が掛金の1/2を負担し、残りを農家が負担します。
- ・共済掛金率は組合及び引受方式により異なります。

[共済掛金の納入期限]

- (1) 減収総合短縮方式、特定危険方式 4月 5日
- (2) 減収総合一般方式、地域インデックス方式、樹体共済 6月30日

12. 共済金の支払

(1) 損害認定の対象となる損害

1) 半相殺方式、地域インデックス方式及び樹園地方式

損害認定の対象となる損害は、類区分ごと及び引受方式ごとに、共済責任期間中に生じた共済事故による、下表に定めるとおりとします。

引受方式		果実の減収量	損害認定の対象となる損害	支払開始割合
半相殺方式	減収総合方式	当該樹園地の基準収穫量から当該樹園地の実収穫量を差し引いて得た数量	当該組合員等の樹園地ごとの基準収穫量の合計に対して、当該組合員等の樹園地ごとの果実の減収量の合計が右欄の支払開始割合を超えた場合の損害(以下「半相殺方式超過被害」という。)	3割
	特定危険方式			4割
			樹園地ごとの減収量の合計	5割
			損害割合 = $\frac{\text{樹園地ごとの減収量の合計}}{\text{樹園地ごとの基準収穫量の合計}}$	2割
地域インデックス方式		組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、基準収穫量から当該年産の収穫量(当該年産の統計単収に樹齢構成係数及び樹園地面積を乗じて得た数量)を差し引いて得た数量	当該組合員等の当該統計単位地域ごとに、基準収穫量に対して、当該年産の果実の減収量が右欄の支払開始割合を超えた場合の損害(以下「地域インデックス方式超過損害」という。)	1割
			減収量	2割
			損害割合 = $\frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}}$	3割

樹園地方式	減収総合方式	当該樹園地の基準収穫量から当該樹園地の実収量を差し引いて得た数量	当該樹園地の基準収穫量に対して、当該樹園地の果実の減収量が右欄の支払開始割合を超えた場合の損害(以下「樹園地方式超過損害」という。)	4割
	特定危険方式			損害割合 = $\frac{\text{当該樹園地の減収量}}{\text{当該樹園地の基準収穫量}}$ 3割

(注1) 類区分等を定めた類区分に係る損害割合

$$\text{損害割合} = \frac{\text{減収金額}}{\text{基準収穫金額}}$$

$$\text{減収金額} = \text{基準収穫金額} - \text{実収金額}$$

## 2) 樹体共済

損害認定の対象となる損害は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに共済責任期間中に発生した共済事故による損害の額が10万円（共済価額の10分の1に相当する金額が10万円に満たないときは、当該相当する金額）を超えた場合の損害とします。

## (2) 共済金支払額

果樹共済に加入した果樹に、12の(1)に規定する損害が発生したとき共済金をお支払いします。

### 1) 半相殺方式、樹園地方式の場合

共済金の支払額は、申込者が選択した各引受方式の支払開始割合を超える損害が発生した場合における損害割合に応じて、次表に掲げる支払開始割合に該当する共済金支払率により、収穫共済の類区分ごとに次の式によって算定される金額です。

$$\text{共済金} = \text{共済金額} \times \text{共済金支払率}$$

共済金支払率：次の表の左欄に掲げる支払開始割合に応じ、同表の右欄に掲げる割合

支払開始割合	共済金支払率
20%	$5/4 \times \text{損害割合} - 1/4$
30%	$10/7 \times \text{損害割合} - 3/7$
40%	$5/3 \times \text{損害割合} - 2/3$
50%	$2 \times \text{損害割合} - 1$

共済金支払率は、小数点第1位までのパーセントで算定することとし、小数点第1位未満の端数は四捨五入する(以下同じ。)

$$\text{損害割合} = \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}}$$

### 2) 地域インデックス方式の場合

共済金の支払額は、類区分ごとに、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、次のとおり算出します。

$$\text{共済金} = \text{統計単位地域別共済金額} \times \text{共済金支払率}$$

$$\text{統計単位地域別共済金額} = \frac{\text{共済金額} \times \text{統計単位地域ごとの標準収穫量}}{\text{標準収穫量}}$$

共済金支払率：次の表の左欄に掲げる支払開始割合に応じ、同表の右欄に掲げる割合

支払開始割合	共済金支払率
10%	$10/9 \times \text{損害割合} - 1/9$
20%	$5/4 \times \text{損害割合} - 1/4$
30%	$10/7 \times \text{損害割合} - 3/7$

損害割合 = 減収量 / 基準収穫量

### 3) 樹体共済の場合

$$\begin{aligned} \text{共済金} &= \text{損害の額} \times \text{付保割合} \\ \text{付保割合} &= \text{共済金額} / \text{共済価額} \end{aligned}$$

## 13. 共済金の削減

農業共済制度は、農業共済組合、国の2段階の責任分担により危険分散を図り、共済金を確実に支払う仕組みとなっておりますが、組合の財務状況によっては、共済金の支払額が削減されることがあります。

## 14. 共済金の全額または一部が支払われない場合

- (1) 通常すべき肥培管理や損害防止を怠ったために災害が発生した場合
- (2) 共済事故の発生通知を怠り、または悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- (3) 悪意もしくは重大な過失によって果樹共済加入申込書に不実の記載、あるいは不実の変更通知をしたとき
- (4) 植物防疫法の規定に違反したとき
- (5) 共済事故による損害であることが確認できないとき
- (6) その他、加入者としての必要な通知義務を怠った場合

## 15. 分割評価

肥培管理の粗放、その他共済事故以外の原因によると認められる損害と共済事故による損害とを分割して評価を行い、下記の原因による減収量又は損害額は共済金事故として取扱いません。

- (1) 共済事故以外の原因による損害であることが明らかな場合
- (2) 共済責任期間以外に発生した災害による損害であることが明らかな場合
- (3) 共済事故による損害であることが確認できない場合
- (4) 共済事故の発生原因が分割事由に該当する場合

## 16. 加入者の通知義務

次に掲げる事項が発生した場合は、遅滞なく、当組合に通知してください。

- (1) 共済事故が発生したとき

- (2) 共済金の支払を受けるべき損害があると認めるとき
  - ①災害の種類
  - ②災害の発生年月日
  - ③災害により被害を受けた場所その他災害によって生じた損害の状況
  - ④その他災害の状況が明らかとなる事項
- (3) 加入申込書に記載した事項に変更が生じたとき
- (4) 共済目的について、次に掲げる事項が生じたとき
  - ①共済目的を譲渡したとき
  - ②共済目的を伐採又は高接ぎしたとき
  - ③栽培方法を変更したとき

#### 17. 自動継続特約

組合は、果樹共済の申込みの承諾の際、申込者からの申出により、収穫共済にあっては翌年以降の年産の果実について、樹体共済にあっては翌年以降の果樹について、申込期間が終了するまでに当該申込者から果樹共済の申込みをしない旨の意思表示がないときにおいて当該果樹共済の申込みがあったとする旨の特約（以下「自動継続特約」という）をすることができます。

#### 18. 共済関係の解除

次の場合、共済関係を解除する場合があります。

- (1) 加入申込書により告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたとき
- (2) 共済掛金を納入期限までに納入しなかった場合
- (3) 共済金の給付を目的とした損害を生じさせようとした場合

#### 19. 個人情報の取り扱いについて

加入申込書記載事項やご加入に際し知り得た情報につきましては、当組合、農林水産省が、引受・損害評価事務などのほか、損害防止など各種サービスの提供・充実のために限り利用させていただきます。

なお、法令により必要とされた場合には、個人情報を第三者に提供することがあります。

**※ この重要事項説明書の内容は、果樹共済の主な項目を記載しているものであり、不明な点やさらに詳細な内容についてお聞きしたい場合には、下記にご連絡願います。**

<お問い合わせ先>

秋田県農業共済組合

北 鹿 支 所	Tel0186-23-7401	北秋田山本支所	Tel0185-54-5540
中 央 支 所	Tel018-865-1701	由 利 支 所	Tel0184-24-3301
仙 北 支 所	Tel0187-63-1066	横 手 市 支 所	Tel0182-32-4150
雄 勝 支 所	Tel0183-73-7131	本 所	Tel018-884-5222